

別表第四(第57条関係) 平成9年2月20日

事業の種類	分解整備の種類		屋内作業場の規模の基準					車両置場の規模の基準	
	対象とする 自動車の種類	対象とする 装置の種類	車両整備作業場		部品整備 作業場	点検作業場		間口	奥行
			間口	奥行		間口	奥行		
普通自動車分解整備事業	普通自動車(車両総重量が8トン以上のもの、最大積載量が5トン以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに限る。)	原動機	5m以上	13m以上	12㎡以上	5m以上	13m以上	3.5m以上	11m以上
		動力伝達装置	5m以上	12m以上	7㎡以上	5m以上	12m以上		
		走行装置							
		操縦装置							
		制動装置							
		緩衝装置							
		連結装置	3.5m以上	12.5m以上	7㎡以上	3.5m以上	12.5m以上		
	大型特殊自動車又は普通自動車(最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものに限り、上欄に掲げるものを除く。)	原動機	5m以上	10m以上	12㎡以上	5m以上	10m以上	3.5m以上	8m以上
		動力伝達装置	5m以上	9m以上	7㎡以上	5m以上	9m以上		
		走行装置							
		操縦装置							
		制動装置							
		緩衝装置							
		連結装置	3.5m以上	9.5m以上	7㎡以上	3.5m以上	9.5m以上		
	普通自動車(貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、電枢自動車、その他特種の用途に供するものに限る、上欄に掲げるものを除く。)	原動機	4.5m以上	8m以上	10㎡以上	4.5m以上	8m以上	3m以上	6m以上
		動力伝達装置	4.5m以上	7m以上	6㎡以上	4.5m以上	7m以上		
		走行装置							
		操縦装置							
		制動装置							
		緩衝装置							
		連結装置	3m以上	7.5m以上	6㎡以上	3m以上	7.5m以上		
普通自動車(上三欄に掲げるものを除く。)	原動機	4m以上	8m以上	8㎡以上	4m以上	8m以上	3m以上	5.5m以上	
	動力伝達装置	4m以上	6m以上	5㎡以上	4m以上	6m以上			
	走行装置								
	操縦装置								
	制動装置								
	緩衝装置								
	連結装置	2.8m以上	6.5m以上	5㎡以上	2.8m以上	6.5m以上			
四輪・三輪の小型自動車	原動機	4m以上	8m以上	8㎡以上	4m以上	8m以上	3m以上	5.5m以上	
	動力伝達装置	4m以上	6m以上	5㎡以上	4m以上	6m以上			
	走行装置								
	操縦装置								
	制動装置								
	緩衝装置								
	連結装置	2.8m以上	6.5m以上	5㎡以上	2.8m以上	6.5m以上			
二輪の小型自動車	原動機	3m以上	3.5m以上	4㎡以上	3m以上	3.5m以上	2m以上	2.5m以上	
	動力伝達装置								
	走行装置								
	操縦装置								
	制動装置								
	緩衝装置								
	連結装置								
分解整備軽自動車	原動機	3.5m以上	5m以上	6.5㎡以上	3.5m以上	5m以上	2.5m以上	3.5m以上	
	動力伝達装置	3.5m以上	4.4m以上	4.5㎡以上	3.5m以上	4.4m以上			
	走行装置								
	操縦装置								
	制動装置								
	緩衝装置								
	連結装置	2.5m以上	4.7m以上	4.5㎡以上	2.5m以上	4.7m以上			